

◎家庭的保育とは

保護者が働いていたり病気などの理由で、家庭において保育を受けられないお子さんを、家庭的保育者が保護者にかわって自宅で保育します。一人ひとりに合った、アットホームな保育を行うことができます。

対象児童

生後6週間から3歳未満児

※保育者1人につき、原則お子さん3人までのお預かり

保育時間

月曜日から土曜日の8：30～17：00
のうち1日8時間

保育場所

家庭的保育者の自宅等

◎家庭的保育の実施基準について

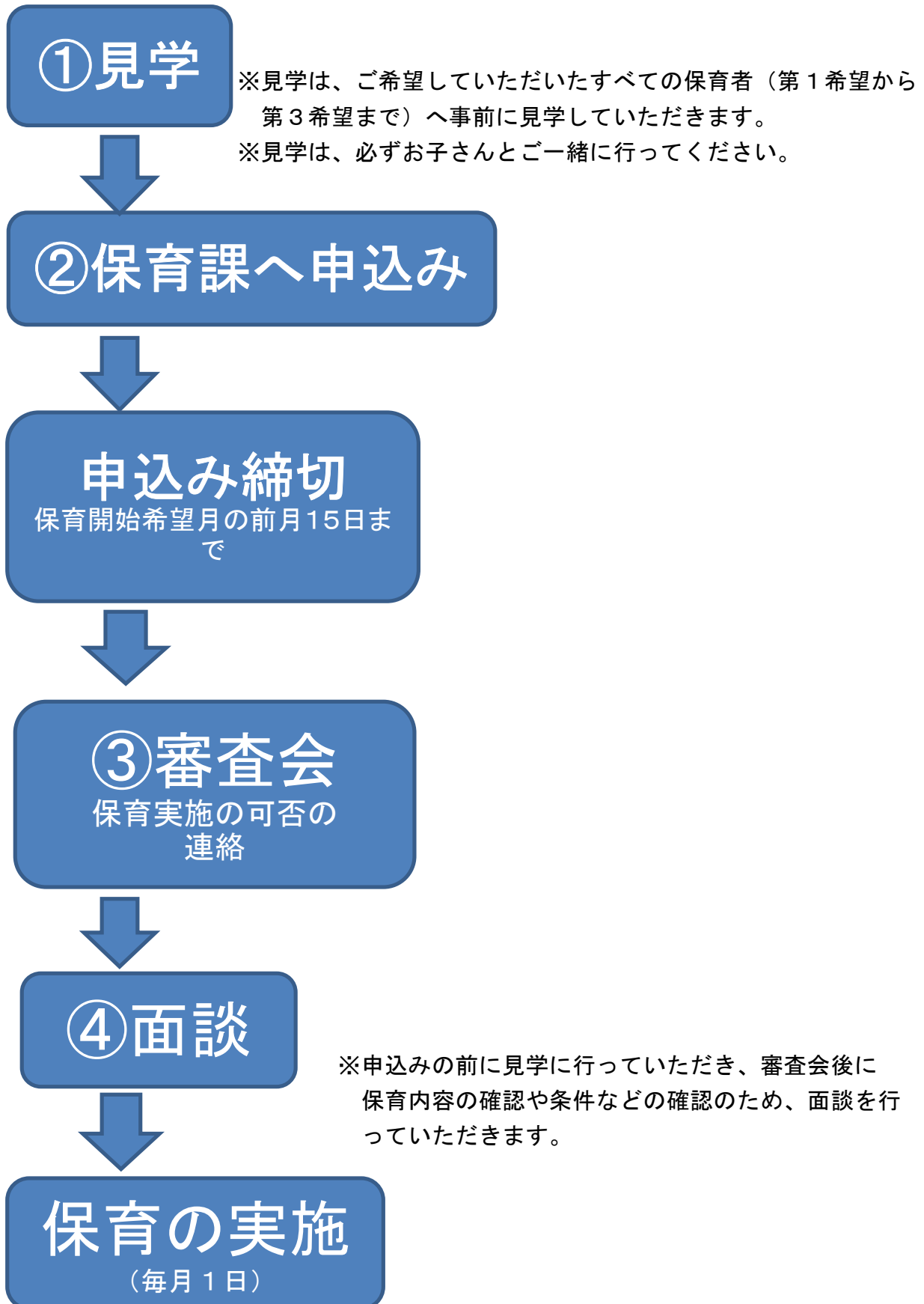
お子さんの保護者である方のいずれもが次に掲げる理由のいずれかに該当することにより、お子さんを保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者がお子さんを保育することができないと認められる場合です。

- 1 居宅外で労働することを常態としていること。
- 2 居宅内でお子さんと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 3 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- 4 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 5 長期にわたり疾病の常態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 前各号に類する状態であって市長が特に必要と認めたとき。

※家庭的保育が可能となる時間的要件（児童の保育に欠ける時間）

1日5時間以上で週4日以上または
月80時間以上かつ月16日以上

◎ 申込から決定までの流れ



①見学について

お申込み前までに、希望する全ての保育者と直接連絡をとり、必ずお子さんと同伴で見学に行ってください。家庭的保育者との1対1の関わりになるため、事前の見学が重要となります。必ず見学に行き、保育者から保育方針について話を聞き、また施設の様子を見る等、十分ご理解いただいた上でお申し込みください。

見学をしないで申込みした場合、不承諾となる場合があります。

②お申込みについて

希望月の前月15日（土日、祭日の場合は直前の平日）までに保育課までお申し込みください。保育の開始は、原則として各月の初日となります。

※申込書類については、次のページをご覧ください。

※申込書の有効期限は申込日から6か月間です。

③審査会について（保育の実施の決定）

- 審査会を開き、保育の実施を決定します。
- 毎月25日前後に審査会を開き、翌月1日以降の保育の実施の可否を連絡します。
- 家庭的保育者の定員を超えて申し込みがあった場合等によっては不承諾となり、待っていただくことがあります。
なお、有効期間内は当該申込書により毎月審査をいたします。不承諾の方で、6ヶ月の経過後も家庭的保育を希望される方は再度申し込みが必要となります。

④面談について

- 面談で保育者と、今後の保育にあたっての内容や条件等の詳細について話し合い、取り決めます。

◎家庭的保育申込みに必要な書類について

- ① 家庭的保育申込書 同意書の欄に押印したもの
- ② 家庭的保育申込の調査書
- ③ 児童の様子
- ※ ④ 就労証明書等（保育に欠ける要件の確認）
- ※ ⑤ 租税資料（源泉徴収票、確定申告書の控え等）
- ⑥ 健康保険証のコピー

※印は、家族構成・家庭状況により提出する書類が異なりますのでご注意ください。

※提出書類「④就労証明書」について

父母、同居の祖父母（65歳未満）について書類の提出が必要となります。

就労により保育が困難な場合	就労(予定)証明書 *育児休業から復職の方は 育児休業基本給付金支給決定通知書 又は 就業規則の該当部分を添付
疾病等により保育が困難な場合	診断書
介護等により保育が困難な場合	介護を受けている人の診断書又は介護を必要とすることを証明できるもの
出産により保育が困難な場合	母子手帳のコピー (妊娠健康診査受診票の部分)
就学により保育が困難な場合	在学証明書 授業日程等で、時間的要件を確認できるもの

各証明書、診断書は、**保育が困難であることを証明するもの**をご提出ください。

※提出書類「⑤租税資料」について

父母の源泉徴収票又は確定申告の控えが必要となります。

(同居の祖父母の租税資料が必要になる場合もあります。)

	父母の課税状況		祖父母の課税状況		前年分源泉徴収票、 確定申告の控え		前年度市県民税 課税証明書	
	所得税	市県民税	所得税	市県民税	父母	祖父母	父母	祖父母
	課税				○			
	非課税				○		○	
祖 父 母 が 同 居	非課税		課税		○	○		
	非課税	課税	非課税		○	○	○	
	非課税	非課税	非課税		○	○	○	○

◎保育の開始後について

○ 慣らし保育

お子さんが家庭的保育に慣れるまでの間は、少しずつ時間を延長して保育をしていく期間（**慣らし保育期間**）があります。1日の保育となるまでのこの期間は、お子さんの個人差、家庭的保育者の方針により異なります。

○ 家庭的保育者がお休みする場合

家庭的保育者の都合（病気等）により、保育をお休みする場合がございます。その場合、**連携保育所（※）**または、他の家庭的保育者での代替保育となります。もし連携保育所や他の保育者でも保育ができない場合には、お休みとなります。

※連携保育所とは…

家庭的保育を行う上で、保育者が保育できないときに替わって保育をしたり、保育者が連携保育所へお子さんと遊びに行ったり、様々な面で保育者やお子さんの保育をサポートする保育園です。

（各保育者の連携保育所は別紙一覧をご覧ください。）

○ 保育開始後、お仕事を始められる方へ

保護者の方が**保育開始後に就労**する場合は、**2か月**以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

就労証明書をご提出していただけない場合には、保育の実施を解除となる場合がございます。

○ 要件の確認

保育の実施期間中、必要に応じて随時、保育に欠ける要件等の把握のため、保育が必要とされる要件の確認させていただく場合があります。

◎持ち物について

以下のものは、保護者の方に持参していただくものです。

- ・弁当
- ・おむつ
- ・哺乳瓶
- ・粉ミルク
- ・おやつ
- ・着替え
- ・ふとん
- ・シーツ
- ・タオル（口拭き、手拭き）

◎保育料について

- 保育料（自己負担金）は、その世帯の前年分の所得税額又は前年度の市民税額により決定します。（別紙保育料表参照）
なお、住宅取得控除等を受けている場合は、控除前の税額により決定します。
- 年度の途中に所得階層に変更があった場合、世帯構成に変更があった場合等以外は、原則として保育料は、家庭保育を開始した年度内に変更することはありません。上記の場合には年度保育料は変更となりますので、再度、税資料の提出が必要となります。

◎給食について

- 給食はありません。保護者の方がお弁当を持参していただくことになります。
 - ただし、家庭的保育者がお休みとなり、連携保育所へ預ける場合、別途料金を徴収のうえ、給食にもできます。
- ※アレルギーがある等、対応できない場合もございます。

◎延長保育について

- 8時間を超える保育をご希望の方は、直接家庭的保育者と相談の上、利用時間や利用料金を決定していただきます。そのため、利用時間や利用料金は家庭的保育者によって異なる場合がございます。